

基本目標 1

互いに支え合う、 人と地域が輝くまちづくり

1 健康的な暮らしの推進

- ①保健
- ②医療

2 高齢者・障がい者福祉の充実

- ①障がい者福祉
- ②高齢者福祉・介護

3 地域の支え合いの推進

- ①地域福祉
- ②社会教育・生涯学習・生涯スポーツ
- ③地域文化・交流
- ④青少年健全育成
- ⑤人権
- ⑥社会保障

4 子育て環境と教育の充実

- ①児童福祉
- ②幼稚園教育
- ③義務教育

1 健康的な暮らしの推進

SDGs(持続可能な開発目標)の対象目標



1 保健

【現状と課題】

- 平成 31 年 4 月に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期を切れ目なく支援する環境が整いました。個別相談や産後ケアなどのサービスを提供していますが、利用者のニーズ等を踏まえ、事業内容を充実させていく必要があります。個別相談ができる環境が整備されたことで、来所した母子に時間をかけて相談指導できるようになりました。
- がん対策保健推進員会では、健康食実習・講演会などを総会時に開催し、がん対策保健推進員の能力向上に取り組みました。また、母子保健推進員会では、総会時に講演会を開催し、母子保健推進員の能力向上に取り組みました。
- CATVや町広報誌等を活用した健康意識の啓発活動に加え、各種団体の会合に出向いて受診勧奨や健康意識の啓発を行いました。
- 特定健康診査受診者に対し糖尿病重症化予防対策を進めることができました。がん検診については受診率の目標を達成できませんでした。
- 特定健康診査結果より、糖尿病腎症重症化予防対象者を抽出し、個別訪問等にて継続的に保健指導を実施しました。引き続き、重症化予防と未受診者対策を重点的に実施する必要があります。
- 新たな感染症が拡大した場合、その被害を最小限に抑えながら、柔軟に対応することで社会・経済を維持することが重要です。疾病への対応と社会の機能の維持に向け、迅速に情報を提供できるよう関係機関との連携を強化する必要があります。
- 平成 29 年度に母子保健分野の健康管理システムを導入し、個人の健診記録や支援状況について一元管理できるようになりました。さらに、マイナンバー制度によりデータの情報連携が推進され、データ内容は拡大しています。セキュリティに配慮し、スムーズに法改正に対応する必要があります。

【取組の方向性】

- すべての住民が心身ともに健やかで、心豊かに生活できるまちであるために、母子、成人、高齢者のライフサイクルを通じた包括的な健康づくり対策を推進し、生活環境のより一層の向上を図ります。
- イベントや広報活動を通して、住民の健康づくり意識を高め、健康づくり運動の充実を図るとともに、健康づくりボランティアの育成に取り組みます。

【主な取組】

施策の概要	担当課
健康づくり活動の積極的な推進	健康増進課
(1)健康づくりのための基盤整備 ○地域住民が、主体的に参加できる保健活動の企画・立案と各種健康づくり活動の拠点となる保健センターの充実を図ります。 (2)健康づくりのための体制の整備 ○地域住民の意見を反映した保健事業の展開を図るため、石井町健康づくり推進協議会等での総合的な連絡調整を行い、保健、医療、福祉、介護部門等の連携強化を目指します。 ○地域に密着した健康づくり活動の推進を図るため、講演会、研修等の実施により、がん対策保健推進員、母子保健推進員の能力の向上を図ります。 (3)健康づくり意識の啓発 ○「自分の健康は自分で守る」という健康づくり意識の啓発のため、イベントや各種広報活動の充実を図るとともに、健康づくり運動の充実・強化を図ります。	
地域保健活動の充実	健康増進課
(1)母子保健活動の充実 ○子育て世代包括支援センターを中心として、切れ目のない支援体制づくりを行います。 ○ライフサイクルに応じた母子保健対策の推進、妊娠中の母体の健康管理や産後の育児不安の軽減・母親の孤立化を防ぎ、虐待予防対策を充実し、子どもの健やかな成長の促進を図るための事業を実施します。 ○母子保健分野における保健、医療、福祉、教育関係者等との連携強化を図ります。 ○健康診査、保健指導、こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児訪問、健康教育の充実、養育医療給付、特定不妊治療費助成等の支援を図ります。 ○きめ細かなサービス提供を図るため、健康管理システムを用いた健康管理体制の構築と継続的な支援を行い、母子保健の向上を図ります。 (2)健康増進事業の充実 ○「健康づくり計画・保健事業等実施計画(データヘルス計画)」に基づき、がん・生活習慣病対策・重症化予防対策の充実を図ります。 ○健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導事業等の充実を図り、保健、医療、福祉の連携のもと、一体化したサービス提供を行います。 ○各種がん検診受診率向上、検診未受診者対策、精密検診未受診者の受診率向上対策等、並びに予防教育の強化を図ります。 ○重症化予防と健康診査の未受診者に対する受診勧奨をはじめとした健康づくり対策を重点的に実施します。 ○保健指導員の確保と人材育成を通して、保健指導の強化を図り、高齢者の疾患の重症化予防対策に取り組めます。	

(3)地域精神保健活動の充実 ○医療機関、精神保健福祉センター、保健所、福祉部門と連携を取りつつ、メンタルヘルス相談や精神障がい者の健康づくり支援、自殺予防啓発活動の推進、講演会等を実施し、地域精神保健活動の充実を図ります。
(4)予防対策の推進 ○A類定期予防接種(四種混合、三種混合、二種混合、不活化ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B 型肝炎、ロタウイルス)について、接種機会の拡充を図るため、町内医療機関及び広域医療機関にて、年間を通して接種できる体制の維持を図ります。 ○B類定期予防接種(季節性インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症)を実施し、感染予防・健康増進を図ります。 ○法改正により、おたふくかぜ等定期接種の導入にあたっては、接種体制の確保を図ります。 ○結核予防対策について、知識の普及・啓発、検診の実施を通して予防対策の充実を図ります。 ○新規事業の対象者に向けて、リーフレットやホームページを活用し周知広報を行い、実施医療機関と連携することでスムーズに受けられる体制づくりに取り組みます。 ○新たな感染症の発生時には、正確な情報の提供を積極的に行うとともに、感染予防のための周知・広報等を行います。また、国や県などの関係機関と連携することで危機管理の強化を図ります。 ○新たな感染症の予防接種(住民接種等)が開始される場合は、スムーズに導入することができるよう体制を整えます。また、感染症予防、まん延防止のためのマスク・防護服等の備蓄の充実を図ります。
(5)住民健康管理データベースの整備 ○個人情報の保護に十分配慮しつつ、健診データを一元的かつ時系列的に把握し、効果的な保健事業の展開を図ります。 ○母子保健分野の健康管理システム導入により、ライフサイクルに応じたきめ細かなサービス提供ができるよう、事務環境の整備を図ります。

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
健康づくりボランティアの人数 (がん対策保健推進員、母子保健推進員)	がん対策保健 推進員 52 人 母子保健 推進員 20 人	がん対策保健 推進員 52 人 母子保健 推進員 20 人	がん対策保健 推進員 52 人 母子保健 推進員 20 人
健康マイレージ事業参加者数	129 人	135 人	140 人
特定健診の受診率※計算式1	39.4%(H30)	増加	増加
胃がん検診の受診率※計算式1	10.7%	増加	増加
肺がん検診の受診率※計算式1	14.8%	増加	増加
大腸がん検診の受診率※計算式1	12.6%	増加	増加
乳がん検診の受診率※計算式2	16.1%	増加	増加
子宮がん検診の受診率※計算式2	27.3%	増加	増加
講演会受講率※計算式3 (がん対策保健推進員、母子保健推進員)	33.3%	45.6%	50%



健康づくりコーナー

※計算式1: 受診者数/対象者数

※計算式2: (H30 年度受診者数 + R1 年度受診者数) / R1 年度対象者数

※計算式3: 参加者数/推進員総数



2 医療

【現状と課題】

- 平成27年度から町の防災訓練時に医療救護所開設訓練・救護訓練を実施しました。石井町医師団、徳島県助産師会、名西消防、がん対策保健推進員会、プラチナ保健師の協力を得てトリアージ訓練等を行い、医療救護体制構築のための意識啓発を図りました。関係団体との訓練を実施したことで、災害救護のイメージが持て、連携の必要性や不備な点などが明確になりました。
- 災害時には、医療資材が十分でないため、医薬品等の確保について体制整備が必要です。
- 発災時の住民の受診行動について周知が必要です。
- 病院群輪番制や在宅当番医制により緊急時の医療体制を整備していますが、医療機関のマンパワー不足や閉院等に伴い一医療機関あたりの負担が増加しています。県や医師会と協議しながら体制整備を充実させていく必要があります。

【取組の方向性】

- 高度化・多様化した医療ニーズに対応し、患者の心身の状況に応じた良質な医療を効率的に提供する体制を確保します。
- 住民の健康増進、疾病予防、診断、治療及びリハビリテーションに至る、総合的な保健医療体制の整備を図ります。

【主な取組】

施策の概要	担当課
医療体制の確立	健康増進課
(1)地域体制の確立 ○住民一人ひとりが健康な生活を送り、適切な医療と必要な保健福祉サービスが受けられる社会を目指し、保健、医療、福祉、介護の連携強化に取り組みます。 ○在宅で療養を希望する患者の増加に対応して、かかりつけ医と専門医の間、保健医療機関・福祉関係機関・介護保険関係機関の間等の機能分担を推進し、地域医療体系を確立できるよう連携の強化に取り組みます。	
(2)緊急医療体制の確立 ○それぞれの段階に応じて初期救急、2次救急医療体制、3次救急医療体制の充実を図るとともに、大規模災害等に伴う救急医療に対して、広域的救急体制の活用ができるよう環境整備に取り組みます。 ○県や医師会と協議し、緊急医療体制の充実を図るとともに、持続可能な緊急医療を提供できるよう、各医療機関の負担に配慮した体制整備を推進します。	
(3)災害時保健活動のための環境整備 ○災害時保健活動を想定した医療救護体制の構築と環境整備、医療救護所開設・設置に必要な医療資機材の整備を行います。 ○災害時保健衛生活動マニュアルを随時見直し、更新します。	

2 高齢者・障がい者福祉の充実

SDGs(持続可能な開発目標)の対象目標



1 障がい者福祉

【現状と課題】

- 点字・声の広報を通して、文字による情報入手が困難な障がい者に対し、必要度の高い情報を提供しています。
- 障がい者の意思や能力に応じた仕事を選択することができるように、企業、学校、施設、関係機関・団体等との連携協力による支援体制をより一層充実させることが必要です。
- 成年後見制度利用支援事業の利用・相談件数についてみると、知的障がい者や精神障がい者の利用状況に比べ、身体障がい者の利用件数は少なくなっています。高齢者施策における成年後見制度の利用支援とも連携した権利擁護が必要です。
- 基幹相談支援センターを中心として地域の関係機関との連携強化や相談支援に携わる職員のレベルアップを図るとともに、障がい者の自立に結び付く適切なサービスの利用を支援するため、計画相談支援の研修を行っています。
- 在宅生活中的障がい者の多くは「今のまま生活したい」と考えており、その生活を支えるために、サービス利用者本位の考え方に沿った生活支援体制の整備や福祉サービスの質と量の充実、各種制度やサービスの周知を図ることが必要です。
- 障がい者の親世代の高齢化が進み、体力的にも精神的にも支えられなくなっている状況がみられ、親の高齢化に伴う障がい者の自立が大きな課題となっています。
- ボランティア活動等を通じて障がい者との交流機会の充実とともに、地域の福祉活動を行う団体などとのネットワークづくりが課題となっています。
- 障がい者が地域の中で自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に参加を促すため、バリアフリーの考え方のもと、安全で快適に過ごせる福祉のまちづくりを推進します。
- 平時からの要配慮者の情報共有を共有することで、状況を把握することが重要であり、災害時に各種団体への情報提供体制が課題となっています。自立支援協議会では平成30年度に災害時要援護者支援検討委員会を立ち上げ、相談支援専門員と協力して障がい特性に応じた支援について検討しています。
- 自立支援協議会では、支援学校進路指導担当者や子育て・教育担当者等とともに、地域の障がい者を取り巻く様々な課題を検討しています。また、支援学校や相談支援事業所と連携し、卒業後にサービスを円滑に利用できるように協議しています。

【取組の方向性】

- 障がい者が地域でその人らしく自立した生活ができるように、相談支援体制や地域生活支援に関するサービスを充実させ、ニーズに合った適切なサービスの提供を図ります。
- 在宅障がい者に対する日中活動の支援や移動支援などの充実を図ります。
- 学校教育や社会教育の場において、障がい者や障がいに対する理解・啓発を進めます。

【主な取組】

施策の概要	担当課
啓発・広報	福祉生活課
(1)啓発・広報 ○障がいの有無に関わらず、地域で生活するのがごく当たり前の権利であるという理念（ノーマライゼーション）と、障がい者の行動や社会参加の障壁を取り除こうとする意識（バリアフリー）を広く住民に啓発・広報します。 ○誰もが暮らしやすいまちを目指すために、障がいについて学ぶ機会を提供し、「知ること」から「助け合う」ことができるよう、引き続き啓発活動を行います。 ○外見では援助や配慮を必要としていることがわからない方々が援助を受けやすくなるように「ヘルプマーク」の普及に取り組みます。	
保健・医療の充実	福祉生活課
(1)障がいの早期発見 ○健康相談、家庭児童相談、訪問指導等の各種相談事業と医療機関との連携を強化し、できるだけ早期に障がいを発見し、乳幼児期に必要な指導訓練を行います。 (2)障がいの軽減等 ○行政や事業所と医療機関との連携を強化し、障がい者に対して適切な保健医療サービス、リハビリテーション等を充実させるとともに、障がいの原因となる疾病等の予防・治療に関し、保健・医療サービスを適切に提供します。 ○重度心身障がい者に対する医療費助成など、障がい者が安心して適切な医療を受けることができるよう、制度の周知を図ります。	
雇用・就労の促進	福祉生活課
(1)障がいのある人の雇用機会の拡大 ○障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場につくことができるよう、各種助成・援護制度についての周知と積極的な活用を図ります。 ○一人ひとりの障がいの程度に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるように施設等との連携強化、支援を図ります。 ○特別支援学校の卒業生や在宅障がい者の実態を把握し、計画的なサービスを提供します。 (2)障がいのある人の職業的自立の促進 ○公共職業安定所、福祉機関、障がい者団体及び教育機関との連携を強化し、情報共有を図るとともに、公共職業安定所が実施する障がい者の特別相談、巡回職業相談等を活用して、就職を希望する障がい者の就労支援を行います。 ○「障害者優先調達推進法」に基づいた障がい者就労施設等からの物品等の調達方針に沿って、物品等の調達に取り組みます。	

	(3)就労の場の整備 ○社会的自立が困難な在宅の障がい者に対し、障がい福祉サービス(就労移行支援)を通じて、社会性や就労への意欲を身に付けて、自立に向けた支援を行います。 ○「就労移行支援」や「就労継続支援」を実施し、就労や生産活動の機会の提供、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行うなど、支援の充実を図ります。また、職場に定着できない方のために生活面と就労面の一体的な支援に取り組みます。
福祉サービスの充実	福祉生活課
	(1)生活支援体制の充実 ○障がい者の自立生活の基盤となる障害年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知を図ります。 ○サービス利用者本位の考え方に立って、障がい者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、福祉サービスの量・質の充実を図ります。 ○障がい者が自分らしく生活できるように、相談支援事業者やサービス提供事業所と連携を取りながら生活をサポートします。また、地域で安心して生活できるよう権利擁護を推進します。 ○民生委員・児童委員等の関係機関との連携を強化し、対象者の早期発見や適切な支援が行えるようにネットワークの構築を推進します。
	(2)在宅福祉サービスの充実 ○障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護や重度訪問介護等の支援を行い、重度の障がい者を含めた障がい者の居宅での生活支援のための訪問系サービスの充実に取り組みます。 ○利用者のニーズに対応した日中活動系サービス等の提供を図るため、事業所と連携し、サービスの充実を図ります。
	(3)地域生活支援拠点の設置 ○障がい者の生活を地域全体で支える体制の確立に向けて、関係機関との連携を強化し、地域生活支援拠点の設置を目指します。
	(4)相談体制の整備と情報の収集 ○障がいの種別や年齢を問わず、本人や家族に対する一次的窓口機能、保健・医療・福祉に関するサービス・コーディネートや専門機関への紹介等の機能を備えた総合相談体制の充実を図ります。 ○基幹相談支援センターを中心として、困難事例への対応や相談支援の充実のための研修を行います。
	(5)ボランティアの育成 ○地域住民による様々なボランティア活動や、NPO、民間企業等による活動が、障がい者の自立を支えるための重要な役割を担っていることから、地域の福祉活動参加への支援をはじめ、ボランティアの育成を推進します。 ○町内で活動する障がい者団体等と連携しながら、障がい者の生きがいづくりや福祉の向上を図ります。

生活環境の整備	福祉生活課
(1)障がいのある人にやさしいまちづくり ○「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「移動等円滑化の促進に関する基本方針」等に基づき、安全で快適に過ごせる福祉のまちづくりを進め、環境の整備を図ります。 ○道路や公共施設等のユニバーサルデザイン化を促進し、生活環境の整備を図ります。	
(2)障がいのある人に配慮した住宅の整備等 ○居宅内の手すりの取り付けや段差の解消等の住宅改修の制度を周知し、高齢者福祉施策等と連携し、生活しやすい住宅の整備を支援します。	
(3)要支援者に対する防災対策 ○地域コミュニティの形成、災害時要援護者台帳の充実、民生委員・児童委員、自治会、関係社会福祉施設、各種ボランティア団体等との連携体制づくりを進め、地域ぐるみの災害時要援護者避難支援体制の確保を図ります。 ○発災前から警察、消防等各種団体と要配慮者の情報を共有し、事前に支援体制を整えることにより災害時に迅速かつ適切な支援体制の整備を目指します。	
(4)教育と育成 ○児童一人ひとりの障がいの状態や特性に応じた適正な就学(就園)指導が行えるよう、保護者をはじめ、保健・医療・福祉等の関係機関との連携を強化します。 ○特別支援学校や小中学校特別支援教育担当教員間との実践的な交流や研究会を通じて、教師の専門性を高め、学習指導の充実と向上を進めます。 ○支援が必要な子どもやその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援が受けられる支援体制の整備に向けて、家庭と教育と福祉の連携を推進するトライアングルプロジェクトを推進します。	
(5)スポーツ・レクリエーション・文化活動 ○自己の能力や地域の実態に即し、積極的に健康の保持・増進と体力の向上に資するよう、気軽に参加できる各種行事を開催し、生きがいのある生活を営むための生涯スポーツの導入を図ります。 ○文化の享受にとどまらず、積極的に地域の文化活動に参加できる施策を講じます。 ○障がい者を対象に、互いの理解と親睦を深めるため、障がい種別を超えた交流を検討します。生涯スポーツの導入など、障がい者が生きがいを持てるスポーツ活動の促進を図ります。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
障がい者就労施設等からの 物品等の調達実績	90,424 円	300,000 円	300,000 円
障がい者相談支援件数 (委託相談支援事業所、基幹相談支援センター)	4,842 件	5,000 件	5,200 件



2 高齢者福祉・介護

【現状と課題】

- 高齢者に対する見守り活動を通じて、地域の中でのつながりが強化されました。また、既存の組織にとらわれずに、地域住民がボランティアで参加できる見守り活動について検討する必要があります。
- 毎年、多くの方が人権啓発講演会や敬老会・金婚者激励会に参加しています。高齢者を敬う心から、すべての人の人権を尊重する意識へとつながることができました。今後もより多くの方に参加いただけるよう、取組を推進することが大切です。
- 石井町藤クラブは、高齢者人口が増加しているにも関わらず会員数が減少傾向にあります。藤クラブの活性化を通して、地域で誘い合って学習会に参加できる環境を整備する必要があります。
- シルバー人材センターを通して、会員の健康と生きがいづくりに貢献してきました。一方で、臨時的かつ短期的、または簡易な業務を複数の会員が分担して行うため、望む報酬を得られない場合があります。また、定年延長や再雇用等のため、シルバー人材センターに就業する方が少なくなってきています。高齢者の社会参加と地域貢献を促進し、地域の活性化のため、広報を強化し就業者数を維持していく必要があります。
- 大規模商業施設「フジグラン石井」において毎週実施しているいきいき百歳体操は、広報の効果が上がり、住民に浸透しつつあります。このため、実施箇所の大幅な増加に対応するため、いきいき百歳体操のために、各公民館等、一部の公的施設を無料で利用できるようにしました。
- 高齢者の外出に対する移動支援として、自家用車を保有せず、公共交通や他者の力なくしては外出できない高齢者がバス・タクシーを利用する際に、その料金の一部を助成券として補助することで、高齢者の外出を支援し、生活範囲の拡大と社会参加の促進に役立てることができました。
- 介護予防の前段階にあるフレイル等、新たな健康づくりのテーマに取り組みました。引き続き、元気な高齢者に対して、健康意識の向上を図るため、啓発活動を検討する必要があります。
- 認知症初期集中支援チームを設置し、支援が必要な認知症患者を早期に、かつスムーズに介護サービスの利用につなげることができました。
- 判断能力の低下等がみられる高齢者本人の権利を守る成年後見制度利用支援事業において、後見人等を選任し、高齢者の権利を擁護しています。困りごと相談等の事例の中から必要に応じて成年後見制度へつなげ、権利擁護を図ります。

【取組の方向性】

- 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、生きがいづくりと社会参加の促進に取り組みます。
- いきいき百歳体操をきっかけとして、社会参加や生きがいづくりへ発展させることで、本人の介護予防のみならず介護の担い手の育成につなげます。
- 認知症予防を含めた介護予防を推進するため、地域支援事業に取り組むとともに、介護を必要とする高齢者が安心して必要なサービスを利用できる提供体制の確保を図ります。

【主な取組】

施策の概要	担当課
安心して暮らせる体制づくり	長寿社会課
(1)見守りネットワークの整備 ○高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、民生委員・児童委員や警察・消防等、地域との連携を円滑にし、安全・安心なネットワークを構築します。	
(2)福祉意識の啓発 ○高齢者の人権を侵害するような行為や差別が発生することのないよう、人権思想の啓発・普及を図ります。 ○高齢者を含むすべての人の差別意識の解消を目指し、社会啓発の機会の充実を図るとともに、積極的な働きかけを行います。	
(3)学習機会の充実 ○高齢者の価値観が多様化する中、新たな知識や技術を習得し、生きがいや心の豊かさを充足していくために、学習機会の充実を図ります。	
(4)社会参加・就労支援の推進 ○高齢者の外出を支援し、高齢者の生活範囲の拡大と社会参加を促進し、高齢福祉の向上を図ります。 ○高齢者が地域と主体的に関わり、仲間づくりや健康づくり等の社会参加を通じた幅広いコミュニティ活動の活性化を図ります。また、様々なニーズに対応した生涯学習の推進、働く意欲を持つ高齢者の経験と能力を活かした就労の機会を確保するシルバー人材センター活動の充実等により、雇用の場の確保等、高齢者の活躍の場を支援します。	
介護予防・健康づくりの推進	長寿社会課
(1)介護予防の推進 ○要支援・要介護状態に至る前段階から連続的で一貫性のある介護予防事業を推進するとともに、特にニーズの高い認知症予防等について、地域の力も利用した全町的な取組を図ります。 ○高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に向け、関係課と地域課題を整理・共有し、高齢者が健康的に自立した生活ができるよう、連携して事業を展開します。 ○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体と連携し、生活支援サービスの充実を図ります。	

(2)健康づくりの推進 ○高齢者自らが健康づくりに主体的に取り組むことができるよう、健康教室や健康教育等を通じて、意識づくりや生活習慣予防を進めるとともに、若年期からの生活習慣改善・健康づくり活動を推進します。	
介護サービスの充実	長寿社会課
(1)介護サービスの充実 ○介護ニーズに的確に対応し、地域における安定的な生活を支援するため、介護人材の育成・確保を図ります。 ○一人ひとりに合ったサービスが選択できるよう、各種サービスに関する情報について、町広報誌やホームページ・パンフレット等の発行をはじめ、地域包括支援センター及び町役場等を通じて情報提供に取り組みます。	
認知症高齢者に対する支援	長寿社会課
(1)認知症高齢者に対する支援 ○認知症サポーター養成講座等について効果的な取組を図り、認知症についての正しい知識の普及を推進します。 ○認知症高齢者が尊厳を保ちながら安心して地域で暮らし、家族も安心して社会生活を営めるよう、かかりつけ医や関係医療機関等と連携することにより早期発見・早期対応が可能となる取組を推進します。	
(2)成年後見制度利用支援 ○認知症が進み判断能力の低下がみられる高齢者の権利を擁護するため、後見人制度の広報や判断能力の低下した方に対する支援を行います。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
一人暮らし高齢者の見守り者数	747 人	860 人	910 人
高齢者世帯の見守り数	716 世帯	830 世帯	870 世帯
見守り協定事業者数	10 事業者	11 事業者	12 事業者
藤クラブ大学参加者(中央公民館)	500 人	525 人	550 人
認知症サポーター数	1,472 人	2,000 人	2,500 人

3 地域の支え合いの推進

SDGs(持続可能な開発目標)の対象目標



1 地域福祉

【現状と課題】

- 地域福祉活動の推進、社会福祉事業等の強化、また社会福祉協議会の財政基盤の強化を行いました。地域福祉活動等を行ううえでの、人件費等の増加に対応する必要があります。
- 民生委員・児童委員が受け持っている地区の対象者で支援を求めている高齢者世帯や一人暮らし高齢者等の要望に応えるため、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関と連携するとともに、関係部署及び関係機関と研修を行っています。
- 社会福祉協議会と連携し、町広報誌及びホームページ等を利用して、各種講座や行事の広報、ボランティアについての啓発を行っています。
- 子どもから参加できるボランティア活動の機会を提供できるよう促進していきます。また、長年ボランティア活動を支えている団体の高齢化に伴い、若い世代の参加が課題となっています。

【取組の方向性】

- 住民一人ひとりの地域に対する思いやりや福祉に対する意識を高めるとともに、地域活動、福祉活動への住民の積極的な参画と活動のネットワークを広げ、互いに支え合うことができる地域社会の形成を推進します。
- 社会福祉協議会事業の充実や民生委員・児童委員を窓口に、住民が利用しやすい相談体制の強化を図ります。

【主な取組】

施策の概要	担当課
地域福祉推進体制の整備	福祉生活課
(1)社会福祉協議会活動への支援強化 ○行政の役割分担を明確にしつつ、行政と社会福祉協議会との連携を確立する中で財政面の自立を促し、社会福祉協議会が地域福祉推進の中核として各種福祉事業を主体的に行えるように積極的に支援します。	
(2)民生委員・児童委員活動の充実 ○民生委員・児童委員が各地域での福祉推進の中心として活動できるよう、関係機関との連携のもとに、委員への様々な福祉情報の提供や研修活動の充実を図ります。	
(3)ボランティア活動の支援・育成 ○ボランティアセンター運営事業を今後も継続し、ボランティア活動をより一層推進することにより、「いつでも、どこでも、誰でも」がボランティア活動に参加できる体制の整備を進め、地域における福祉のまちづくりを図ります。 ○ボランティア活動に対する理解促進のための広報や相談支援を実施するとともに、新規ボランティア団体等の立ち上げを支援します。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
ボランティア連絡協議会加入団体数	64 団体	64 団体	64 団体



石井町ボランティアフェスティバル



2 社会教育・生涯学習・生涯スポーツ

【現状と課題】

- 令和元年度より石井町社会教育計画の周知方法を、それまでの公民館運営協力委員会での説明から、町広報誌への概略版掲載に変更することで、より広く社会教育計画を周知できるようになりました。
- 公民館主催講座については一定の参加者があり、各地域の婦人会や壮年会等の補助金団体が運営に参画するなど、地域の学習機会提供において良好なサイクルを維持しています。
- 老朽化している公民館建物が多く、営繕・修繕等の費用が増大しています。
- 家庭教育学級については、母親の参加が主体的であり、父親の参画意識は低調のまま横ばいです。父親の家庭教育参画が推進できるよう、学校や関係機関・団体等との連携が重要です。
- 学校教育支援にとどまらない社会教育全般についての人材育成・発掘・登録体制の整備ができておらず、情報の収集・提供を充実させる必要があります。
- 生涯スポーツの振興等を目的に、地域住民との交流や親睦を図るための講座やスポーツ教室等を支援しました。参加者は女性の割合が高く、新規参加者が少ない状況がみられます。
- 地域スポーツ振興事業として、指導員による巡回指導を行っています。運動に対し苦手意識を持つ子どもが体を動かすことの楽しさを発見し、スポーツや外遊びに取り組むきっかけをつくることができました。

【取組の方向性】

- 社会教育施設・施設の整備・充実を図りながら、積極的に社会教育を進めます。
- より多くの住民が各種スポーツ・レクリエーション活動を通じて、健康の保持・増進や体力の向上を目指すとともに、スポーツ・レクリエーションを通じた連帯意識の高揚を図り、いきいきと暮らせる社会を目指します。



スポーツを通じたレクリエーションイベント



スポーツ指導員

【主な取組】

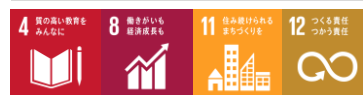
施策の概要	担当課
生涯学習についての啓発の推進	社会教育課
(1)生涯学習についての啓発の推進 ○石井町、教育委員会、公民館等が発信する広報によって生涯学習についての啓発を図るほか、マスメディア、関係機関・団体等と連携しながら、生涯学習についての理念や重要性等について周知し、人々の意識の醸成を図ります。 ○石井町社会教育計画について町広報誌で概略版を掲載します。また、取組の周知や、県教委等から提供される行事ポスター・チラシ等を公民館に配布し、掲示・設置します。	
生涯学習の機会・環境の整備	社会教育課
(1)生涯学習の機会・環境の整備 ○学習機会や場の設定と学習環境の整備・充実をはじめとして、学習者が行う社会教育活動やボランティア活動等への支援、安全管理の確保、危機回避の手立ての習得等効果的な支援策を検討し、生涯学習環境の整備・充実を図ります。 ○中央公民館の家庭教育学級や分館主催の女性学級等を実施し、生涯学習の機会を提供します。 ○地域で生涯学習活動を実施している各種団体へ必要に応じて補助金を交付し、活動を支援します。	
社会教育の施設の整備・充実	社会教育課
(1)社会教育の施設の整備・充実 ○中央公民館については、地域住民の学習意欲の増進を図るとともに、より快適な学習機会の提供を行うため、計画的に各種設備の更新等を行い、利用者にやさしい施設整備を進めます。 ○中央公民館及び各地区分館については、引き続き、地域の生涯学習活動の場として適切に維持・管理を行います。	
家庭教育の支援	社会教育課 学校教育課 子育て支援課
(1)学習機会の提供と父親の家庭教育参画の促進 ○男女共同参画社会の構築と父親の家庭教育参画の促進に関する住民の意識醸成を図るとともに、学校や関係機関・団体等と連携し、家庭教育に父親が参画しやすくなるための方策を進めます。 ○中央公民館主催講座として家庭教育学級を開催し、家庭教育全般の学習機会を設けます。 (2)相談窓口の開設と学習情報の発信 ○家庭教育に関して、誰でも、いつでも、気軽に相談できる相談窓口の開設を図ります。また、相談窓口の広報を行う機関を設置し、家庭教育に関する学習情報の収集・提供を積極的に進めます。	

(3)働く保護者等への支援 ○幼稚園の預かり保育の充実、学童保育、放課後子ども教室推進事業を拡充し、働く保護者への支援を一層進めます。 ○学童保育事業の利用希望者の増加に対応するため、施設の計画的な整備・維持管理を行うとともに、将来にわたって安定的なサービスを提供できるよう取り組みます。 (4)PTA や子育て団体等への支援 ○「家庭教育を町全体で支える」を基本目標として、家庭教育の重要性を認識しつつ、子ども、保護者、地域等の実態を踏まえ、将来を見据えながら子育て支援NPO等と連携し、計画的に家庭教育支援に取り組みます。	
青少年教育の推進	社会教育課
(1)青少年教育の推進 ○「青少年育成センター」を中心として学校、家庭、地域、各種関係機関等との連携を強め、地域ぐるみで青少年教育を進めます。 ○地域での見守り活動の充実や地域を越えた情報の共有等、地域ぐるみで実施する非行防止活動並びに青少年健全育成活動をさらに推進します。	
地域リーダーの養成	社会教育課
(1)地域リーダーの養成 ○各種団体、学校、地域、社会福祉協議会、企業等と連携して、地域における自主的な活動に対して指導・助言できるリーダーの養成を図ります。 ○生涯学習指導者・ボランティアを育成し、積極的に活用する体制づくりを推進します。 ○町内において様々な分野で活躍している人材や貴重な技術・経験を有する人材の発掘及び登録を推進していきます。	
スポーツ・レクリエーション施設の充実	社会教育課
(1)利用者目線の利便性の向上 ○学校教育施設等の利用時間帯の検討や本町及び近隣市町村の施設・イベント情報の広報の充実を図り、利用者にとって利便性の高い施設運営を行います。 (2)スポーツ・レクリエーション施設等の更新・改修 ○施設の老朽化や利用状況を踏まえ、社会体育施設の統廃合や改修・建替えの検討、スポーツ用具等の更新・改修を行います。	
スポーツ・レクリエーション活動の活発化	社会教育課
(1)スポーツ・レクリエーション活動の促進 ○幅広い世代の住民が参加でき、誰もが気軽に楽しむことができる新たなスポーツ・レクリエーション種目の導入の検討を進め、スポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。 (2)指導者育成の促進 ○各種スポーツ指導者養成講座等を積極的に利用し、優秀なリーダー養成を推進します。 ○徳島県スポーツ協会等の実施講座への参加勧奨のため、広報活動を行います。	

(3)スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援 ○各年齢層が志向するスポーツ・レクリエーション団体の育成・支援に取り組みます。 ○スポーツ・レクリエーション団体を統括する町スポーツ協会の組織の強化を図ります。
(4)スポーツ・レクリエーションイベントの開催 ○前山公園の各体育施設をはじめ、町内の既存施設を利用することで、誰もが楽しく参加できるイベント、健康・体力づくりイベント、各種スポーツ・レクリエーション団体活動の成果を発表するためのイベント等を支援し、定着を図ります。
(5)総合型地域スポーツクラブの育成 ○石井町における体育・スポーツの健全な普及・発展を図り、子どもから高齢者、障がいの有無等に関わらず、誰もが、いつでも、いつまでも、個々の能力や欲求等に合わせてスポーツを生涯楽しむことができるような環境づくりを目指します。
(6)いしいドームの活用推進 ○快適に使用できる環境を維持するため、計画的に施設整備を行い、体の健康づくり講座のさらなる充実等、健康増進の発信基地として町内外にアピールします。 ○利用者が、安全に施設を利用できるよう、利用者の視点に立った施設管理を行い、利用者へのサービス向上を図ります。

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
各公民館での教室・講座等の参加者数	647 人	700 人	750 人
各公民館での教室・講座等の開催数	63 回	65 回	65 回
図書室利用者数	14,631 人	17,000 人	18,000 人
図書貸出冊数	59,006 冊	64,000 冊	70,200 冊
いしいスポーツクラブ会員数	285 人	300 人	400 人
各種スポーツの指導者数	66 人	80 人	100 人
スポーツ教室・大会参加者数	13,861 人	15,100 人	15,500 人
いしいドーム利用者延人数	169,548 人	191,000 人	200,000 人
社会体育施設(いしいドーム以外)の利用者延人数	20,926 人	23,600 人	26,000 人



3 地域文化・交流

【現状と課題】

- 伝統芸能を継承するためには後継者の育成が不可欠であるため、今後も活動が維持されるよう支援を行うことが必要です。
- 藍屋敷である田中家住宅・武知家住宅は令和元年度に認定された日本遺産の構成要素にもなっているため、所有者との良好な協力関係を維持し、保存とともに活用にも注力する必要があります。
- 国際化社会において、諸外国の人々との交流を通し相互理解を図るため、今後も交流活動の支援を継続して行うことが必要です。

【取組の方向性】

- 各地域活動団体と連携し、より良い支援方法を模索しながら、地域コミュニティの活性化を図ります。

【主な取組】

施策の概要	担当課
地域文化の振興	社会教育課
(1)文化財愛護思想の普及と啓発	
○文化財を活用した各種行事の開催等を通して、住民の文化財への理解を深め、文化財愛護思想の普及と啓発に取り組みます。	
○石井町文化財ウォーキングを開催し、実際に文化財に触れる機会を提供します。	
(2)伝統芸能の継承	
○「高川原勇獅子」をはじめ、各地域の伝統芸能を生涯学習と連動させながら継承活動を促進し、後継者の育成を図りやすい環境支援を行います。	
○未指定の伝統芸能にも利用可能な補助金等の情報を提供し、継承活動を支援します。	
(3)文化財の保護と活用	
○文化財は限りのある貴重な財産であるとの認識に立ち、次世代への継承を図るため、遺跡・建造物等の整備や修理を推進します。	
○阿波国分尼寺跡の保存・活用については、史跡にふさわしい整備を進めます。	
○阿波国分尼寺跡の遺構表示整備や田中家住宅・武知家住宅の維持管理・修復について、所有者と密に連携し補助金等の必要な措置を行います。	

交流	学校教育課 社会教育課
(1)多様な交流活動の展開 ○芸術・文化団体、NPO等とのネットワーク化を図り、相互の情報交換を積極的に推進するとともに、世代間の交流の場づくりを図り、相互の理解を促進します。	
(2)国際交流の推進 ○語学や国際的な知識の習得のための教育の充実に取り組みます。 ○各種技能や農業技術等を通した国際交流の推進を図ります。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
文化財を活用した各種行事への参加者延人数	108人	120人	140人



高川原勇獅子



田中家住宅



石井町文化財ウォーキング



4 青少年健全育成

【現状と課題】

- 青少年健全育成石井町民会議において、町内小中学校、各地区青少年健全育成団体、名西郡青少年育成センターと児童・生徒の問題行動・非行等について情報共有を行っています。
- いじめは、児童生徒の健全な成長を阻害する要因となるだけでなく、被害を受けた児童・生徒が心身ともに傷つき、その後の人生にも影響を及ぼしかねない重要な問題です。本町では平成30年3月に石井町いじめ防止条例を制定し、いじめ防止対策の充実を図りました。
- 学校による不登校児童・生徒への家庭訪問を実施するとともに、スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの活用により相談体制を強化しています。また、適応指導教室「わかば学級」を運営し、電話相談や来所相談、臨床心理士による教育相談等を実施しています。
- 青年団の活動が活発化しており、地域活性化のための様々な新企画等を立案・運営しています。引き続き地域を担う青少年層の地域活動への関心を高め、積極的な参加を推進する機会をつくる必要があります。

【取組の方向性】

- 学校、家庭、地域、各種関係機関等との緊密な連携を保ち、地域ぐるみで青少年健全育成活動や、いじめ防止の取組等を推進します。
- 関連諸機関で連携して児童・生徒の安全対策にあたっています。今後も学校、家庭、地域、各種関係機関等との緊密な連携を保ち、児童・生徒の安全を守ります。

【主な取組】

施策の概要	担当課
社会的不適応への対策	学校教育課 社会教育課
(1)少年非行対策の推進	
○少年非行防止のため、非行防止教室、薬物乱用防止教室等の開催のほか、地域の人々と連携し、多様な活動の機会や場づくりのための施策を推進します。	
○相談機関において相談しやすい環境を整備し、問題行動を起こした少年等の保護者や様々な悩みを持つ少年に対して適切な助言・支援を行います。	
(2)補導活動の充実	
○家庭、学校、地域社会の協力を得つつ、関係機関が連携して行う街頭補導をさらに強化します。	
○名西郡青少年育成センターによる薄暮補導や夜間補導などに加え、町内小中学校の長期休暇期間には町内小中学校・各地区青少年健全育成団体が連携して補導します。	

(3)関係者の連携したサポート体制の充実 ○関係機関等が横断的・縦断的に少年等に関する情報を共有し、連携して対応する仕組みを構築します。 ○個々の少年等の問題性に応じて関係機関等が支援のためのチーム(サポートチーム)を形成する取組の一層の推進や、「校外補導連絡協議会」、「青少年補導センター」、「青少年育成センター」等の既存の組織の活性化を図ります。 ○青少年健全育成石井町民会議を実施し、町内小中学校、各地区青少年健全育成団体、名西郡青少年育成センターと情報共有を図ります。
(4)立ち直り支援の推進 ○問題行動を起こした少年が地域社会で立ち直り、再び非行を犯すことのないよう、多様な活動の機会や場所づくり等、関係機関、学校、民間協力者、地域の人々等が連携しつつ多様な立ち直りの支援を行う取組を推進します。
(5)いじめ・校内暴力対策の充実 ○学校において、「楽しい学校生活にするためのアンケート」により、児童・生徒の学校生活における人間関係やいじめにつながる行為等を調査することにより、いじめはどんなことがあってもしてはならないという意識をはぐくみます。 ○平成30年3月に制定した、石井町いじめ防止条例に基づき、いじめ防止対策の充実を図ります。
(6)不登校・ひきこもり等への対策の充実 ○不登校・ひきこもり、摂食障害、性の逸脱行為等の問題に対応するため、相談事業の充実を図ります。 ○専門機関と連携し、問題の早期発見や個別ニーズへの適切な対応の充実を図ります。 ○不登校の早期対応と、ひきこもりがちな青少年やその家庭への支援等をはじめとする地域ぐるみによるきめ細かな対応を行うため、学校復帰の支援のための地域ネットワークの整備を推進します。 ○学校において、担任教員等による家庭訪問等を実施します。また、適応指導教室「わかば学級」において、不登校児童・生徒を支援します。

地域社会を支えるまちづくり	社会教育課
(1)地域社会意識をはぐくむ活動の推進 ○青少年を含む地域の人々の相互間の関心、連帯感をはぐくむため、住民の主体的な参加による、マスタープランの策定や小学校区ごとのまちづくり、住民の生涯学習をまちづくりに活かす活動等、地域社会意識をはぐくむような活動を推進していきます。 ○地域社会意識をはぐくむ活動に大人とともに青少年も参加する機会づくりに取り組みます。 ○青年団に補助金を交付し、青年主体の地域活動を支援します。 ○成人式を主催し、新成人に成年としての自覚を促します。	
(2)犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりの推進 ○通学路やその周辺の民家、商店等の協力による青少年の緊急避難場所の確保等、地域住民が主体となって行う地域安全活動をさらに充実させます。 ○不審者情報等を関連諸機関で共有し、児童・生徒の安全を守ります。	
(3)未成年に対する酒類・たばこ販売等の防止活動の推進 ○未成年者が酒類やたばこを容易に入手できるような環境をなくすために働きかけを強化します。	
消費者教育の推進	社会教育課
(1)消費者教育の推進 ○青少年が消費者トラブルに巻き込まれることを防止するため、青少年には消費者教育教材、悪徳商法を紹介したビデオ、パンフレット等により、また、学校へは情報提供を行い、青少年に対する消費者教育の充実を図ります。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
いじめ認知件数(小学校・中学校)	20 件	10 件	0 件
不登校児童・生徒数(小学校・中学校)	12 人	5 人	0 人
街頭補導実施回数	14 回	14 回	14 回
非行防止教室等の開催数	9 回	14 回	14 回



5 人権

【現状と課題】

○これまで実施していた、住民や団体職員対象の人権研修「えがお」について、参加者や内容が固定化していたため、平成 29 年から開催回数やフィールドワーク等を取り入れるなど、内容を工夫し、人権研修「みらい」と名称を変更しました。これにより、参加者の固定化が解消され、参加者数も増加しました。

【取組の方向性】

○人権研修等への参加者の固定化を防ぐため、研修内容がマンネリ化しないよう、様々な人権課題に取り組めます。

【主な取組】

施策の概要	担当課
あらゆる差別のないまちづくりの推進	社会教育課
(1)石井町における人権教育・啓発推進体制の確立 ○石井町人権施策推進審議会の活動の活性化及び、石井町人権教育啓発センターの充実を図ることで、人権教育・啓発を一層進めます。 (2)指導者の養成 ○行政職員、教員、地域、職場、民間団体のリーダーや人権担当者等を対象にした研修を進め、地域やそれぞれの場における人権教育・啓発指導者の養成を図ります。 (3)人権教育・啓発の推進 ○学校、地域の実態を踏まえつつ、あらゆる機会と場を通じて、人権に関する学習を展開し、人権教育・啓発を推進します。 ○石井町、教育委員会、石井町人権教育啓発センター、石井町中央公民館及び各分館等において、人権啓発を図るための情報提供等、広報活動を進めます。 ○石井町総ぐるみ人権啓発研修大会の充実を図るほか、そこで人権作文の顕彰を行うなど、町行事を活用して人権教育・啓発を推進します。	
相談体制の整備・充実	社会教育課
(1)相談体制の整備・充実 ○人権擁護委員と連携して、石井町人権教育啓発センターで実施している人権相談の一層の充実を図ります。	

個別人権課題解決に向けての取組推進	社会教育課
(1) 個別人権課題解決に向けての取組推進 ○ 個別人権課題解決に向けての取組をより一層進めます。 ○ 同和問題・障がい者や高齢者等をはじめとする個別人権課題の解決に向けて、研修等を実施します。 ○ 新たな感染症等に罹患した方やその家族、医療従事者等に対する人権の配慮について、啓発に取り組みます。	

数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
各種人権研修参加者数	761 人	800 人	850 人
町内小中学校における人権研修参加者数	2,874 人	3,000 人	3,100 人



6 社会保障

【現状と課題】

- 国民年金制度については、毎年継続して町広報誌・新聞掲載による、周知活動を行っています。来庁された方への窓口での資料提供等と併せて周知を行うなど、よりわかりやすい周知方法を検討する必要があります。
- 国民健康保険税の徴収については、催告業務を強化しており、法令に基づいた滞納処分を実施し、適正に納税をしている方との公平性確保に取り組んでいます。また、令和元年度から24時間利用できるインターネットを使用したクレジット納付も開始し、納付方法の拡充を図っています。
- 生活保護費支給の際、ハローワークによる出張相談を行っています。また、東部保健福祉局のケースワーカー及び石井町社会福祉協議会等の関係機関と連携した生活相談や指導を行っています。
- 生活保護受給者の自立を促し、ハローワーク等と連携して就職へつなげることは容易ではなく、社会に適應する能力を訓練する必要があります。また、病気や高齢のため職に就くこと自体が不可能な受給者がほとんどです。
- 生活保護制度の相談窓口において、低所得者に対し必要に応じて東部保健福祉局へ申請依頼を行っています。また、生活保護制度の利用対象とならない方に対しては、石井町社会福祉協議会及び各関係部署と連携し税金相談、介護保険相談、障がい関係相談等を行っています。
- 生活保護から脱却した方が再び生活保護に頼ることのないよう、石井町社会福祉協議会と連携を取りながら継続した支援を行う必要があります。

【取組の方向性】

- 年金制度に対する周知徹底を継続して行い、加入促進及び適切な納付の向上を図ります。
- 生活困窮者や低所得者への支援を行い、経済的・社会的に自立できるよう支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

施策の概要	担当課
国民年金制度の周知徹底	住民課
(1)国民年金制度の周知徹底 ○広報等を通して国民年金制度の周知徹底を図り、加入促進を図ります。また、納付が困難な方には、保険料免除制度を紹介し、未納者の減少を図ります。 ○口座振替の促進や徴収体制を充実させ、分割納付、滞納整理を行い、納付率向上を図ります。 ○パンフレット、リーフレット、町広報誌等を活用し、保険制度の周知を徹底します。	

国民健康保険制度の適正な運営		住民課 税務課
(1) 保険制度の健全化 ○ 納税催告の強化及び滞納整理をより一層推進することにより、徴収率向上による保険制度の健全化を図ります。 ○ 被保険者へ適正かつ効果的なサービスが提供できるように国民健康保険の仕組みや意義について住民理解を促進するため、保険証更新・収納時にパンフレット、リーフレットを配布するとともに、町広報誌等に掲載し、周知徹底に取り組みます。		
保健予防事業の充実		健康増進課
(1) 保健予防事業の充実 ○ 特定健診の未受診者への受診勧奨等を行い、受診率の向上を図ることにより、生活習慣病の改善を図るとともに、健診結果に基づき、疾病の早期発見と早期治療を行うことで重症化予防と症状の治癒、緩和につなげます。		
低所得者の生活の安定		福祉生活課
(1) 低所得者の相談・指導の充実 ○ 低所得者の自立を促進するため、生活、就職、保健、療養等に関する相談・指導体制の充実を図ります。 ○ 民生委員の協力を得ながら、訪問相談・指導の充実、各種貸付金制度の有効活用を図ります。		
(2) 法定援護の適切な運用 ○ 生活保護制度の適正な実施を図るため、民生委員及び関係機関等との連携・協力体制の強化を図りながら実態の的確な把握を行い、一人ひとりの所得状況に応じて医療費、教育費、税等、各種負担の減免や援助等を行います。 ○ 生活保護制度の担当機関である東部保健福祉局に正しい情報提供ができるよう各関係機関と連携し、実態把握を図ります。また、生活保護制度が利用できない低所得者に対して、各関係部署と連携し、援助体制の強化に取り組みます。		
(3) 自立更生への援助 ○ 公共職業安定所等の協力による就労の斡旋等、経済的な自立・自助を促進します。		

■ 数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
特定健診の受診率【再掲】※P47より	39.4% (H30)	増加	増加
生活困窮相談件数	18 件	20 件	22 件

4 子育て環境と教育の充実

SDGs(持続可能な開発目標)の対象目標



1 児童福祉

【現状と課題】

- 老朽化していた高原幼稚園と高原保育所を、石井西幼保連携施設(高原幼稚園・高原保育所)として整備しました。石井保育所は閉所となり、石井幼稚園は単独で建て替えました。
- 南海トラフ巨大地震等に備え、保育所等では毎月避難訓練を行い、防災意識を高めています。
- さくら認定こども園、こどもねっといいいでは地域子育て支援拠点事業等を、公立保育所では開放保育を実施し、それぞれ子育て支援を行っています。
- 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、保育所等に求められる機能や役割が多様化しています。そのため、保育の資質・専門性の向上を目指し、子育て支援の中核となるように、各施設において様々な研修に取り組んでいます。
- 私立保育所等に関しては保育所等処遇改善におけるキャリアパス研修に参加しており、専門性を高めています。
- さくら認定こども園、気延のもりの保育園が開園したことにより、入所児童数の拡大を図りました。また、すべての保育所等で延長保育を実施するなど、子育て支援の充実に取り組んでいます。年度途中における保育士確保に課題がみられます。
- 石井学童保育所、高原学童保育所等施設整備を行いました。また、平成 29 年度より学童保育事業を石井町社会福祉協議会に委託し、各学童クラブの事務負担を軽減し、利用料・開設時間・職員の処遇などを統一し、一層のサービスの充実を図っています。
- 平成30年9月から、全国より先行して多子世帯に係る保育料助成の拡大を行い、保護者の経済的負担の軽減に取り組んでいます。
- 子どもはぐくみ医療費助成事業について、令和2年度より対象年齢を中学3年生修了から満18歳到達後の最初の3月31日までに拡大し、医療費を助成することで子育て支援を充実させました。
- ショートステイ事業、トワイライトステイ事業などを活用されている家庭もありますが、3歳児以上について、施設の利用者が多く希望どおり利用できないことがあります。
- ファミリー・サポート・センターでは、保育所等、幼稚園の送迎等を行っています。病児病後児保育をはじめ、子育てと仕事を両立しやすい環境づくりを推進してきました。また、働き方の見直し、ワークライフバランスの実現に向けて啓発等を行っています。
- 児童福祉法改正に伴い要保護児童対策地域協議会実務者会議を開催し、支援機関との連携を強化し、要支援、要保護家庭の支援や児童虐待防止に取り組んでいます。引き続き連携を強化し、子どもの最善の利益を追求していきます。

【取組の方向性】

- 公立私立ともに、保育事業連合会等が行っている研修等に参加し、子どもの発達にふさわしい幼児期の教育・保育を提供します。
- 「子ども・子育て支援法」に基づき、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、子育て支援に取り組みます。
- 子育て世帯にとって保育施設が地域に開かれた場所として機能するよう、アプリ、インスタグラム等のSNS、ホームページ等を活用して、広報の充実に取り組みます。
- 石井町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援に関する総合的な取組や、相談体制の充実など、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる支援の充実に取り組みます。
- ひとり親家庭の自立支援など、それぞれの状況・ニーズに応じた「相談・情報提供の充実」「就業支援」「子育てをはじめとした生活面への支援」「経済的支援」等の充実を図り、すべての子育て家庭が安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てられる環境づくりを目指します。

【主な取組】

施策の概要		担当課
保育施設の整備		子育て支援課
(1) 保育施設の整備		
○子どもへの望ましい教育・支援の在り方を見据え、幼稚園と保育所が連携する施設の整備を目指します。		
○老朽化している施設について、安全で適切な教育・保育環境を提供できるよう検討を進めます。		
子育て支援の充実		子育て支援課
(1) 保育内容の充実		
○保育所では、保育所保育指針において規定される保育内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、町内の幼稚園、認定こども園での保育・教育の整合性を図り、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に取り組みます。		
○子育て家庭に対する支援の必要性が高まっており、多様化する保育ニーズに応じた保育や様々な社会資源との連携や協働を強めていくことが求められています。		
(2) 保育サービス等の充実		
○待機児童の解消のため、保育所での受け入れ体制を充実、整備するとともに、低年齢児童の受け入れや、一時保育・病児病後児保育・延長保育の拡充、休日保育の検討等、保育サービスの拡充に取り組みます。		
○核家族化、共働き等、子育ての協力が得られない家庭の増加などの実態を踏まえ、第2期石井町子ども・子育て支援事業計画で保育サービスの充実に取り組みます。		

(3)子育て支援サービスの充実 ○子どもの健やかな成長の視点から、保護者が安心して子どもを預けることのできる環境づくりに取り組みます。 ○一時保育、病児病後児保育の実施のほか、地域子育て支援拠点事業による相談支援体制の充実等、石井町子ども・子育て支援事業計画に掲げる子育て支援サービスの充実に取り組みます。	
(4)経済的支援 ○子どもを安心して産み育てるためには、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることが重要であることから、子育て応援祝金、児童手当、子どもはぐくみ医療費の助成、保育所保育料の軽減等の経済的支援を行うとともに、制度が十分に活用されるよう、制度の周知に取り組みます。	
子育て環境の整備	子育て支援課
(1)地域での子育て支援体制 ○児童委員、主任児童委員等の活動の充実や、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携により、子育て支援体制を充実します。 ○子育てサークルの活動支援を行うとともに、ボランティア活動や住民の自主的な活動の育成・支援により、地域ぐるみで子育てを考え、サポートできるような取組を進めます。	
(2)子育てと両立しやすい就労環境の整備促進 ○各種子育て支援サービスの充実と活用により、仕事と子育てを両立しやすい環境を整えとともに、育児休業制度の活用をはじめとして、働き方の見直しや支援の在り方等、子育てと両立しやすい就労環境の整備について、企業への意識啓発に取り組みます。	
子どもの生活環境整備	子育て支援課
(1)健やかな成育環境 ○子どもの頃から、福祉に関心を持ち、自らで考え、行動できる力を養い、思春期保健の充実、食育の推進を図ります。 ○すべての子どもの人格が尊重され、のびのびと成長できるような環境づくりと相談援助体制を確立するとともに、児童虐待防止ネットワークとの連携により、児童虐待の防止に取り組みます。	
(2)教育の充実 ○子ども一人ひとりの個性を大切に、自ら考え、行動する力を身に付けられるよう、きめ細かな教育の充実に取り組みます。 ○地域に開かれた保育所・認定こども園・幼稚園・学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、ともに子どもを健やかにはぐくんでいけるよう、連携・協力を図ります。	
(3)子育てと子どもにやさしい生活環境の整備 ○地域のあらゆる社会資源や人材を活用して、地域全体で子どもが健全に成長できる社会環境を整備するとともに、豊かな自然環境を活かしながら、道路や公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインによる住環境、生活環境の整備をさらに進め、子育てと子どもにとってやさしいまちづくりを進めます。	

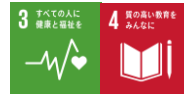
ひとり親家庭に対する支援	子育て支援課
(1)子どもが健やかに育つ環境づくり ○ひとり親家庭等に対する相談支援体制を充実させ、保護者の精神的負担を軽減するなど、子育て支援を充実させます。 ○支援が必要なひとり親家庭の相談窓口となり、母子・父子自立支援員や家庭相談員と連携し、必要な情報の提供を行うことで、保護者の精神的負担の軽減と子どもの健やかな成長を支援します。 ○離婚前後の相談時、必要に応じ法テラスの紹介も行っています。 ○配偶者等からの暴力(DV)に関する相談や女性のための各種相談にも応じています。	
(2)生活面への支援 ○ひとり親家庭が就労による生活を目指せるよう、保育サービスの充実や生活支援に関する福祉サービスの充実等を図ることにより、子育て負担を軽減し、子育てと仕事等の両立ができるよう支援します。	
(3)就業支援 ○ひとり親家庭の経済的自立を支援し、養育している児童の福祉増進のため、必要に応じ、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等について周知します。	
(4)経済的支援 ○児童扶養手当等の制度について周知を行い、制度の活用により、ひとり親家庭等の経済的安定を図り、自立を促進します。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
子育てしやすいまちだと思ふ人の割合※計算式4	84.3%	90%	92%
子育ての経済的負担の軽減が図られていないと思ふ割合※計算式5	6%	5%	4%
保育所入所待機児童数	1人	0人	0人

※計算式4: (「石井町は子育てしやすいまちだと思ふ」+「どちらかというと思ふ」と回答した世帯)/小学校6年生以下の子どもがいる世帯

※計算式5: 「子育ての経済的負担の軽減が図られたと感じたか」に対し「そうは思わない」と回答した者/石井町子育て応援祝い金に関するアンケート調査回答者



2 幼稚園教育

【現状と課題】

- 町立幼稚園5園のうち、耐震化工事は済んでいるものの老朽化した幼稚園舎の建て替えの実施が課題であり、改築場所の選定や、園舎規模等についての検討が必要です。
- 幼稚園教育要領を軸とした教育課程を実施し、幼児の健やかな成長を促す幼稚園教育を推進しています。
- 幼稚園においては、幼児が主体的な遊びを通して直接的・具体的な体験をし、保護者や友達との協働的な関わりの中で、心情・意欲・態度をはぐくみ、小学校以降の資質能力の基礎を身に付け、生涯にわたる生きる力の基礎をはぐくむための教育を行っています。また、幼児一人ひとりの発達課題に応じた指導を通して、健やかな成長を促していくことが重要であり、今後の幼児教育の課題となっています。
- 各種行事を通して、地域や家庭との連携を図るとともに、スポーツ指導員による巡回指導を行い、園児の体力向上を図っています。また、外国語指導助手(ALT)による「いい英語大好き事業」により、将来の英語力の基礎を培っています。
- 社会の急速な変化を背景に、家庭や地域の教育力が今まで以上に必要となっており、子どもの健やかな成長のためには、幼稚園・家庭・地域が教育に関する理解を一層深め、相互に連携し取り組む必要があります。
- 平成 31 年度から特別支援連携協議会より希望する保護者に石井町連携ファイルを配布しています。成長記録を作成することで支援が必要となった際にファイルを活用し、幼稚園やその他各機関と連携し支援に役立てています。
- 保育料無償化にあたって、給食費の軽減については国の施策を上回る町独自の軽減措置を行っています。
- 幼稚園では、家庭や地域の実情を踏まえ、ニーズに応じた預かり保育の充実に取り組んでいます。

【取組の方向性】

- 石井町、石井町教育委員会、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校、家庭、地域、関係機関、関係団体等が連携し、一体となって教育環境・内容等の向上・充実に取り組みます。

【主な取組】

施策の概要	担当課
教育環境の整備・充実	学校教育課
(1)教育環境の整備・充実 ○良好な教育環境を整えるため、計画的な施設改善を行います。 ○学校 ICT 環境の基盤構築を図ります。	
教育課程の構成と指導力の向上	学校教育課
(1)教育課程の構成と指導力の向上 ○「教育基本法」、「幼稚園教育要領」等を基本に据え、地域や幼児の実態を踏まえた教育課程の編成に取り組みます。 ○研修体制の整備を進めるとともに、園内研修、教育委員会主導の研修、異校種間合同研修等を充実させ、就学前教育を推進する教員の資質・能力の向上を図ります。 ○外国語指導助手(ALT)による就学前児童に対する英語指導を行います。 ○充実した幼稚園教育を実施するため、教職員の資質向上及び専門性の向上を目指した研修を行います。	
幼稚園と家庭、地域等の連携による教育の推進	学校教育課
(1)幼稚園と家庭、地域等の連携による教育の推進 ○基本的な生活習慣の「育成」「食育」「体力の向上」について、幼稚園が中核となり、家庭や地域との連携を図り、一体となって教育を進めます。 ○「基本的な生活習慣の育成」については、家庭との連携により、「早寝早起き朝ごはん」運動、「石井町の3つのしつけ」運動等を進めながら、就学前教育の重点目標に掲げ、定着を図ります。 ○食育については、各幼稚園において給食を実施し、給食時間において食育を進めるとともに、食育年間計画に基づいた一貫性・継続性のある食育指導を進めます。 ○体力の向上については、食育とともにその重要性についての啓発を進めます。「石井町体育指導員制度」を活用するなど、より効果的な体力向上支援を計画し、実践します。	
特別支援教育の推進	学校教育課
(1)特別支援教育の推進 ○幼稚園内に特別支援教育コーディネーターを中心とした組織をつくり、幼児一人ひとりに対応した、きめ細かい支援を進めます。 ○専門機関との連携を強化し、より適切な支援策を計画し、実践します。 ○異校種間連携により、特別支援を要する幼児の支援を計画的・系統的・継続的に進めます。 ○特別支援教育のための特別支援教育支援員の確保に取り組みます。	

子育て支援事業の充実	学校教育課
(1) 子育て支援事業の充実 ○降園後や土曜日、また長期休業期間や入園前・卒園後の期間において、保育の必要性のある町立幼稚園在園児を対象に、「預かり保育」を実施しています。 ○令和2年度より、夏季休業期間の預かり保育においても、希望者への昼食の提供を実施します。 ○「未就園児対応保育」については、子育て相談を充実するとともに、未就園児が幼稚園に円滑に就園できるよう、幼稚園児との交流機会の充実に取り組みます。 ○家庭や地域の教育力の向上を図り、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割が果たせるよう、子育て相談や情報の提供等、子育て支援の充実に取り組みます。 ○その他、就学前教育振興のための事業については、社会情勢の変化や、幼稚園、家庭、地域等の要望に対応し、積極的に取り組みます。	
幼稚園と保育所、認定こども園との連携	学校教育課
(1) 幼稚園と保育所、認定こども園の連携 ○適切な幼児教育・保育環境を確保するため、計画的な施設整備を進めています。「幼児期の終わりまでに育ってほしい『10の姿』」を共有し、幼稚園と保育所、認定こども園の連携を推進します。	

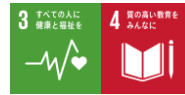
■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
老朽化した幼稚園の施設整備数(累計)	2園	2園	3園
英語に興味(関心)を持った園児が多いと感じる教員の割合※計算式6	100%	100%	100%
幼稚園における巡回体育指導日数	150日 (150時間)	150日 (150時間)	150日 (150時間)



幼稚園外遊び

※計算式6 : 「英語に興味(関心)を持った園児が多いと感じる」と回答した教員数/年長クラス担当教員数(調査員数)【「いい英語大好き事業」に関する評価】より



3 義務教育

【現状と課題】

- 各学校が、教育活動その他の学校運営について目指すべき目標を設定・評価することで、学校として組織的に改善し、研修会への参加や学校の環境整備により、教育の質の確保や、その向上を図っています。また、各小中学校において学校評価活動に取り組むことで、限られた人員を必要度・緊急度の高い活動や教育効果の高い活動に集中させ、教育活動の精選・重点化に効果を上げています。
- 保護者や地域住民の力を結集して学校支援の活動を充実させ、学習活動や安全確保、環境整備など、学校、地域、家庭が一体となった子どもの育成を推進しています。
- 各学校で策定している防災教育年間指導計画のもとに、学級活動の時間や特定の教科の時間を活用して、防災に関する学習や災害別の避難訓練などを実施し、児童・生徒の防災意識の高揚に取り組んでいます。
- 子どもたちが基本的な生活習慣を身に付け、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ他者を思いやる心など、豊かな人間性をはぐくむためには、学校のみならず家庭や地域が連携した教育環境の整備が求められています。
- 全国学力・学習状況調査や徳島県学力ステップアップテスト、その他各テストの結果を活用して各小中学校における課題の把握や分析を進め、授業において指導方法の工夫・改善に活かしています。
- 学校体育の充実を図り、一層運動習慣の確立が図れるようにするとともに、食育・健康教育を推進し、生活習慣の形成を図ることが重要です。
- 学校や関係機関が連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組む必要があります。
- 町内すべての小中学校に特別支援学級を設置しており、通常学級に在籍する支援が必要な児童・生徒に対しても、一人ひとりのニーズに応じた支援ができるよう町独自の特別支援教育支援員を各校に必要なに応じ配置し、支援体制の充実に取り組んでいます。特別支援教育に関する事例研修や指導方法など、様々な研修を進め、教職員等の特別支援教育に関する能力向上を一層推進することが必要です。
- 平成30年3月、石井町いじめ防止条例を制定しました。また、心理面の支援に重点を置き、適応指導教室「わかば学級」における電話相談、来所相談、臨床心理士による教育相談や石井町スクールカウンセラーを配置し、児童・生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者への助言及び援助等を行っています。
- ICT(情報通信技術)の発達と普及に伴い、情報機器についての正しい知識を身に付けるため、情報セキュリティの確保や情報モラルの理解に取り組むことが必要です。
- 外国語指導助手(ALT)を全小中学校に派遣し、巡回指導を実施しています。小学校における外国語の教科化等に伴い、ALTの授業時数も増加し、子どもたちが生きた英語に触れる機会は増えたものの、ALTの負担軽減が課題となっています。また、中学校英語科教員による小学校出前授業等、十分に実施できなかった取組の再開や、他の取組の実施に向けた検討が必要です。

【取組の方向性】

- それぞれの学校の自己評価や保護者からの評価に基づき、学校環境の改善に向けて、課題や問題点を分析し、施策や事業等の見直し・改善を図り、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進します。
- 学校、家庭、地域がより一体となった教育を推進するために、地域の教育力を学校に取り込むとともに、地域の拠点として学校が積極的に家庭や地域に働きかけます。
- 小中学校の連携の推進を図り、学習指導・生徒指導の円滑な接続を進めます。

【主な取組】

施策の概要	担当課
学校ぐるみ・地域ぐるみで取り組む学校教育の推進	学校教育課
(1)組織で取り組む学校教育の創造 ○学校と地域等の特色を活かした学校独自の教育のための組織・運営体制づくりを進めるとともに、学校自己評価システムを積極的に活用し、組織的に学校教育を進めます。	
(2)連携で取り組む学校教育の推進 ○あいさつ運動、地域の文化・芸能を活かす活動等を通じ、地域に根ざした学校・開かれた学校づくりを進めます。 ○学校と地域等が連携しながら、子どもの安全や健全育成に取り組みます。また、継続性に配慮した教育課程の作成と実施により、幼稚園・小学校・中学校の系統性を図ります。 ○国の「早寝早起き朝ごはん」運動、「石井町の3つのしつけ」運動を進めます。 ○「放課後子ども教室推進事業」で学校と保護者、地域等との連携を進める取組を推進します。 ○「オープンスクール」を町内すべての小中学校で実施し、学校を地域に公開する取組を推進します。 ○不登校・ひきこもり等への対応について、学校復帰の支援のための地域ネットワークを整備します。	
(3)教職員の資質の向上と適正な人材配置 ○教育委員会主導による研修、各学校で行う研修等の見直しを進め、学校の課題や現代的課題に対応でき、実践的な資質・能力を持った教職員、教育意欲や倫理観の高い教職員の養成を図ります。 ○これからの教育を担う教職員の資質向上のため、教職生活全体を通じた職能成長を実現する環境づくりを推進します。 ○幼稚園、小中学校に外国語指導助手(ALT)、スポーツ指導員、特別支援教育支援員等を配置する町独自の取組を行い、きめ細かな指導の充実を図ります。	
(4)学校における働き方改革 ○学校を取り巻く環境は、複雑かつ多様化しており、学校への期待や役割がさらに拡大する中、長時間勤務等の教職員の負担は増加しています。教職員一人ひとりが児童・生徒と向き合う時間を十分確保し、健康でいきいきと働くことにより、質の高い教育を提供し続けることができるよう、教職員の働き方改革に取り組めます。	

(5)安全・安心の学校の創造 ○学校において、児童・生徒の安全を図るとともに、防災教育・安全教育を一層進めます。 ○幼稚園、小学校において、災害対応マニュアルを活用した防災訓練を実施し、校内防災体制を構築します。 ○保護者や「地域の子どもを守る会」等との連携により、学校と保護者、地域が一体となって放課後や登下校時、帰宅後等の児童・生徒の安全を確保します。 ○施設・設備の安全確保を徹底し、安全・安心の学校をつくります。 ○幼稚園、小中学校保護者への緊急メール連絡システム(ラインネット)を活用した防犯・防災情報を提供します。 ○人に対する新たな感染症が確認された場合は、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障します。 (6)学びを支える教育環境の創造 ○教育環境や教育条件の向上を図るため、長寿命化改良事業を実施するなど、施設の点検等を実施しながら計画的な維持管理・改善に取り組みます。 ○人口減少による学校運営の影響等について調査を行います。 ○気象変化による猛暑への対応として、各幼稚園、小中学校に空調設備を設置し、併せてウォーターサーバーの供給を続けます。 ○コンピュータ教育については学習内容や教育方法の変化に対応した教育機器・機材等の整備・充実を図ります。 ○児童・生徒数の減少によって生じる一時的余裕教室を有効に活用します。	
生きる力をはぐくむ教育の実現	学校教育課 社会教育課
(1)豊かな心の育成 ○地域の文化・環境等を活かした学習や体験学習等、実践的な学習を一層進め、義務教育活動全体で豊かな人間性を育む教育を実施し、「ふるさとを愛する心」を育成します。 ○「豊かな心」の育成のため、地域人材の発掘・活用を進めるとともに、「石井町の3つのしつけ」運動の推進等により、家庭・地域等との連携を一層強化します。 ○石井町いじめ防止条例に基づき、いじめを起こさない児童・生徒の育成を目指します。いじめの未然防止を図るための規範意識を確立するとともに、スクールカウンセラーによる児童・生徒の心のケアや教員等への研修を行います。生命の尊さを理解し、自分の命を大切にし、他者の命も大切にする豊かな心の育成を図ります。 ○適応指導教室「わかば学級」において、不登校児童・生徒や保護者に対する教育相談を実施します。 (2)確かな学力の育成 ○町作成の「学習の仕方」により、家庭における学習習慣の定着を図ります。 ○一人ひとりに応じた授業、子どもの主体性をはぐくむ授業の展開を図るとともに、体験的学習等により応用力の育成に取り組みます。 ○毎年度実施される全国学力・学習状況調査や徳島県学力ステップアップテストの結果から、各小中学校の基礎学力や知識の習得状況、学習に対する意欲や態度などを調査・分析し、授業において指導方法の工夫・改善を図ります。	

(3)健やかな体の育成 ○学校の重点目標に「健やかな体の育成」を掲げ、教育活動全体を通じて体力向上策の展開を図ります。 ○巡回体育指導員制度の一層の充実とともに、各小中学校の体力の状況を分析し、児童・生徒一人ひとりの「体力向上目標値」を設定し、体力向上に取り組めます。 ○子どもの「健康に食べる力」の強化、肥満、生活習慣病等の対策として、給食センターと学校、保護者が連携し、学校や家庭での食育の普及に取り組めます。また、「早寝早起き朝ごはん」運動を積極的に進めます。 ○スポーツ指導員が幼稚園、小学校を巡回し、体育指導を実施します。
(4)人権教育の充実 ○「命を大切にし、人を尊重する」ことを基本にして、人権問題解決に主体的に取り組む意欲、態度、実践力のある子どもを育てます。 ○教職員や関係者全員の人権意識を高める研修を強化するとともに、一人ひとりの人権を尊重する教育の実践、全教育活動を通しての人権教育の推進を図ります。 ○個人人権課題解決の学習を進め、同和問題解決の学習のより一層の推進を図ります。 ○石井町いじめ・体罰等防止条例に基づき、いじめ・体罰等防止対策を図ります。
(5)特別支援教育の充実 ○学校教育全体で、一人ひとりに応じた教育を展開するとともに、支援を要する子どものための教育を強化します。 ○特別支援教育コーディネーターを中心とした「校内委員会」を設置し、校内支援体制の整備・充実に取り組んでいます。 ○全教職員を対象に、特別支援教育研修の実施・充実を図ります。 ○各学校内、教育委員会に、特別支援教育に関する相談窓口を設置し、特別支援を要する子どもの保護者を支援します。 ○特別支援教育に関する施設・設備等の改善・充実を図るとともに、特別支援教育支援員を必要に応じて配置し、一人ひとりのニーズに応じた支援体制の充実に取り組めます。 ○特別支援連携協議会の開催及び石井町連携ファイル等を活用し、各学校及び関係機関における連携した支援体制づくりを進めます。
(6)キャリア教育の推進 ○学校において、職場体験の実施等、体験を通しての職業観の育成を進めるほか、計画的・組織的・系統的なキャリア教育の展開を図ります。
(7)環境教育の推進 ○学校施設や校庭等を環境教育に活用し、地域の特色ある環境教育を推進します。 ○地域の清掃活動や自然体験活動に子どもたちが参加するなど、学校と家庭、地域との連携による環境教育を進めます。 ○地域の文化や伝統を愛し、郷土愛をはぐくむ教育と関連を図り、環境教育を推進します。 ○牟岐少年自然の家における自然体験活動等により、自然の大切さなどを学ぶ環境教育を推進します。

(8)国際理解教育の推進 ○小学校への外国語指導助手(ALT)の派遣を一層充実させ、子どもの英語力向上を図ります。 ○児童・生徒の発達段階を踏まえ、系統的・計画的・継続的に国際理解教育を推進します。
(9)情報教育の推進 ○すべての小中学校に情報機器の整備・充実、情報ネットワークの計画的整備を図るとともに、情報機器を学校教育に活用する教職員の能力の育成を進めます。 ○学校において、情報モラルの指導等「情報社会に参画する態度」の育成をはじめ、「情報活用能力」の育成に取り組みます。 ○「学校ホームページ」を充実させ、開かれた学校づくりを進めます。 ○学校や警察、PTA等と連携しながら、フィルタリングサービスの普及促進を図るとともに、「出会い系サイト」や「自殺」、「差別」等に関連したサイトにも監視の目を向け、青少年が被害者・加害者にならないための活動を進めます。

学校給食の充実

学校教育課
給食センター

(1)学校給食の充実 ○新学校給食センターは、「食育、地域の藍の歴史やまちづくりの拠点となり町のシンボル」をコンセプトに、安心・安全な給食の提供、また地域とのつながりのための取組を行います。 ○新学校給食センターでは、最新設備により単独調理を行っていた2地区の小学校分についても調理を行います。また、アレルギー対応食の提供に取り組みます。 ○子どもの「食育」を含め、地産地消による学校給食の提供を図ります。 ○夏休み期間の幼稚園等への昼食提供を実施します。

数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
小学校を楽しいと思う児童の割合※計算式7	92.3%	93%	94%
パソコン1台あたり児童・生徒数	6人に1台	1人に1台	1人に1台
スポーツ指導員による巡回体育指導日数	166日 (394時間)	166日 (394時間)	166日 (394時間)
運動が好きな児童(小学校5年生)の割合※計算式8	男子:92.1% 女子:96.1%	男女とも国の 平均値以上	男女とも国の 平均値以上
英語に興味(関心)を持った児童が多いと感じる教員の割合※計算式9	86%	95%	100%

※計算式7:小学校を楽しいと思う児童数/児童数(調査人数)【全国学力・学習状況調査】より

※計算式8:運動が好きな児童(小学校5年生)数/小学校5年生児童数(調査人数)【全国体力・運動能力、運動習慣等調査】より

※計算式9:「英語に興味(関心)を持った児童が多いと感じる」と回答した教員数/英語指導に関わる教員数(調査人数)【「いい英語大好き事業」に関する評価】より

